

商標制度

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	マ 協 定 リ 議 定 書	商 標 法	審 査	商 標 権 の 登 録	本 国 登 録 要 件	譲 渡 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	異議申立		分 類	国 際 分 類	備 考
											起 算 日	期 間 年		起 算 日	期 間 月			
アジア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	5	公	30日	商品33 サビ' 11	○	第33類は削除、第32類からビール類を除く
	AF	アフガニスタン	×	×	×	○	○	○	×		出	10	-	公	4週間	商品34 サビ' 11	○	
	BD	バングラデシュ	○	○	×	○	○	×		○	出	7 更15	5	公	120日	商品34	○	1976.1施行
	BT	ブータン	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	3	公	3	商品34 サビ' 11	○	1997.4.4施行
	CN	中国	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	3	公	3	商品34 サビ' 11	○	
	HK	香港 (○)	○	○	(×)	○	○	(○)	×	○	出	10	3	公	3	商品34 サビ' 11	○	2003.4.4施行 (特)防護標章
	ID	インドネシア	○	○	×	○	○	○	×	×	出	10	3	公	3	商品34 サビ' 11	○	第35類のみ独自分類(国産品)
	IL	イスラエル	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	公	3	商品34 サビ' 11	○	
	IN	インド	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サビ' 18	○	2003.9.15施行
	IQ	イラク	○	×	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	公	90日	商品34 サビ' 18	○	2004.4.26 施行 (連合暫定施政当局 (CPA) 指令第81号)
	IR	イラン	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	3	公	30日	商品33 サビ' 11 その他1 サビ' 11	○	32類ビール及び33類を除く
	JO	ヨルダン	○	○	×	○	○	(○)	×	×	出	10	3	公	3	商品34 サビ' 18	○	
	JP	日本	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	3	登	2	商品34 サビ' 11	○	
	KH	カンボジア	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	なし	登	90日	商品34 サビ' 11	○	2002.2.7施行
	KR	韓国	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	3	公	30日	商品34 サビ' 11	○	
	KW	クウェート	×	○	×	○	○	○	○	×	出	10	5	公	30日	商品33 サビ' 18	○	2002.12.4 施行 第32類、第33類以外は国際分類を採用
	LA	ラオス	○	×	×	○	○	○	×	○	出	10	5	公	*	商品34 サビ' 11	○	1995.1.18施行 *期間の定がない
	LB	レバノン	○	×	×	○		○	×	○	出	15	5	-	-	商品33 サビ' 11	○	第32類、第33類以外は国際分類を採用
	LK	スリランカ	○	○	×	○	○	○	×	×	出	10	5	公	3	商品34 サビ' 18	○	
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	(Common Law に基づき、新聞に警告的告示をする)											
	MN	モンゴル	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	5	公	*	商品34 サビ' 18	○	2003.5.2施行 *公告から5年間
	MO	マカオ (○)	○	○	(×)	○	○	(○)	×	○	登	7	3	公	3	商品34 サビ' 11	○	
	MY	マレーシア	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	公	2	商品34 サビ' 11	○	マレーシア全土に統一登録原簿、旧マラヤ、サ ラ、サラワ地区登録は、個別に更新手続 を行う必要あり
	NP	ネパール	○	○	×	○	○	○	○	×	登	7	1	登	35日	(備)	-	ベースとなる本国登録の分類に従う
	PH	フィリピン	○	○	×	○	○	○	(本)	×	登	10	3	公	30日	商品34 サビ' 18	○	
	PK	パキスタン	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サビ' 18	○	2004.4.12施行 (特)防護標章
	QA	カタール	○	○	×	○		○	×	×	出	10	5	公	4	商品33 サビ' 18	○	第33類は削除、第32類からビール類を除く
	SA	サウジアラビア	○	○	×	○	○	○	(本)	○	出	10 太陰暦	5	公	90日	商品34 サビ' 11	○	第33類以外は国際分類を採用

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	マ 協 定 リ 議 定 書	商 標 法	審 査	商 標 権 の 登 録	本 国 登 録 要 件	譲 渡 要 件	存 続 期 間		不 使 用 年 取 消	異 議 申 立		分 類	国 際 分 類	備 考
											起 算 日	期 間 年 月		起 算 日	期 間 月			
ア ジ ア	SG	シンガポール	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サビ' 11	○	
	SY	シリア	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	なし	-	-	商品34 サビ' 18	○	
	TH	タイ	×	○	×	○	○	×	×	○	出	10	3	公	90日	商品34 サビ' 18	○	2000.6.30施行
	TW	台湾	×	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	登	3	商品34 サビ' 11	○	2003.11.28施行
	VN	ベトナム	○	○	○	○	○	○	×	×	出	10	5	公	*	商品34 サビ' 11	○	*公告から登録までの間
	YE	イエメン	○	×	×	○	-	○	(本)	×	出	10	5	登	6	商品33 サビ' 11	○	第32類(アルコール類)第33類以外は国際分類を採用
ア メ リ カ	AR	アルゼンチン	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	5	公	30日	商品34 サビ' 11	○	更新後の存続期間、起算日は更新登録日
	BB	バルバドス	○	○	×	○	○	(○)	×	○	登	10	5	公	90日	商品34 サビ' 18	○	
	BO	ボリビア	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	公	30日	商品34 サビ' 18	○	アンデス条約 (2000.12.1施行)
	BR	ブラジル	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	5	公	60日	商品34 サビ' 18	○	
	BS	バハマ	○	×	×	○	○	(○)	×	×	出	14	5	公	1	商品50	-	旧英国商品分類採用
	CA	カナダ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	登	15	3	公	2	なし	-	異議申立期間は2月間延長可能
	CL	チリ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	2	公	30日	商品34 サビ' 11	○	
	CO	コロンビア	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	公	30日	商品34 サビ' 18	○	アンデス条約 (2000.12.1施行)
	CR	コスタリカ	○	○	×	○	○	○	×	×	登	10	なし	公	2	商品34 サビ' 18	○	
	CU	キューバ	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	3	公	-	商品34 サビ' 18	○	
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	○	○	○	×	×	登	10	3	公	45日	商品70	○	
	EC	エクアドル	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	公	30日	商品34 サビ' 18	○	アンデス条約 (2000.12.1施行)
	GT	グアテマラ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	5	公	2	商品34 サビ' 18	○	2000.11.1施行
	HN	ホンジュラス	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	1	公	30日	商品34 サビ' 18	○	
	HT	ハイチ	○	○	×	○	×	×	×	○	登	10	なし	公	2	商品34 サビ' 18	○	
	JM	ジャマイカ	○	○	×	○	○	(○)	×		出	10	5	公	1	商品34	○	
	MX	メキシコ	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	3	-	-	商品34 サビ' 11	○	
	NI	ニカラグア	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	公	2	商品34 サビ' 18	○	2001.10.22施行
	PA	パナマ	○	○	×	○	×	×	×	×	出	10	5	公	2	商品34 サビ' 18	○	
	PE	ペルー	○	○	×	○		○	×	○	登	10	3	公	30日	商品34 サビ' 18	○	アンデス条約 (2000.12.1施行)
	PY	パラグアイ	○	○	×	○	×	○	×	○	登	10	5	公	60日	商品34 サビ' 11	○	
	SR	スリナム	○	○	×	○	○	×	×	×	登	10	3	公	9	商品34	○	
	SV	エルサルバドル	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	なし	公	2	商品34 サビ' 18	○	
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	登	10	3	公	3	商品34 サビ' 18	○	

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	マ 協 定 リ 議 定 書	商 標 法	審 査	商 標 権 の 登 録	本 国 登 録 要 件	譲 渡 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	異議申立		分 類	国 際 分 類	備 考	
											起 算 日	期 間 年		起 算 日	期 間 月				
アメリカ	US	米 国	○	○	○	○	○	(○)	(本)	×	登	10	3	公	30日	商品34 サ・ビ' 11	○		
	UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	なし	公	30日	商品34 サ・ビ' 11	○		
	VE	ベネズエラ	○	○	×	○	○	○	×	○	登	10	3	公	30日	商品34 サ・ビ' 11	○	2006.4.22にアンデス 条約の廃棄を通告	
ヨーロッパ	AL	アルバニア	○	○	○	○	×	×	×	○	登	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○		
	AM	アルメニア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	3	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○		
	AT	オーストリア	○	○	○	○		○	×	○	登	10*	5	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM *登録日の月末起算10年	
	AZ	アゼルバイジャン	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○		
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	×	×	○	○	○	×	×	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○		
	BE	ベルギー	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	*	2	商品34 サ・ビ' 18	○	ベネルクス統一商標法 *公告の翌月1日から起算 CTM	
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟	
	BG	ブルガリア	○	○	○	○	○	○	×	×	出	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 18	○		
	BI	ブルンジ	○	○	×	○	×	×	×	×	-	無期限	-	-	-	なし	-		
	BJ	ベナン	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟	
	BY	ベラルーシ	○	×	○	○	○	○	×		出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○		
	CD	コンゴ共和国	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟	
	CF	中央アフリカ	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟	
	CG	コンゴ民主共和国	○	○	×	○	×	○	×	×	出	10	3	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○		
	CH	スイス	○	○	○	○		○	○	×	出	10	5	登	3	商品34 サ・ビ' 18	○		
	CI	コートジボワール	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟	
	CM	カメルーン	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟	
	CY	キプロス	○	○	○	○	○	○	×	×	出	7 更14	5	公	2	商品34	○	CTM	
	CZ	チェコ	○	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM
	DE	ドイツ	○	○	○	○		○	×	○	出	10*	5	登	3	商品34 サ・ビ' 18	○	*出願月の末日から起算して10年 CTM	
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登	2	商品34 サ・ビ' 18	○	フェロー諸島及びグリーンランドにも保護の効力が及ぶ CTM
	DZ	アルジェリア	○	×	×	○	×	○	×	○	出	10	1		-	商品34 サ・ビ' 11	○		
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	5	登	3	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM
	EG	エジプト	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	5	公	60日	商品34 サ・ビ' 11	○	2002.6.2 施行	
	ES	スペイン	○	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM
	ET	エチオピア	×	×	×	×	×	ア' スベ' ル' で発行されている地方新聞にNTRSの承認を得た警告文を2種6年毎に掲載 中間の2年目毎に簡潔で非公式の警告文の掲載を行う								なし	-	イタリアには効力が及ばない (1993.5.24以降)	
	FI	フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登	2	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	マ 協 定 リ 議 定 書	商 標 法	審 査	商 標 権 の 登 録	本 国 登 録 要 件	譲 渡 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	異議申立		分 類	国 際 分 類	備 考
											起 算 日	期 間 年		起 算 日	期 間 月			
ヨーロッパ	FR	フランス	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 11	○	CTM
	GA	ガボン	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟
	GB	英 国	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 11	○	(特)防護標章 マン島にも効力が及ぶ CTM
	GE	ゲルジア	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○	
	GH	ガーナ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 11	○	2004.1.29施行 ARIPO加盟
	GN	ギニア	○	○	×	○		○	×	○	出	10	なし	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟
	GR	ギリシャ	○	○	○	○	○	○	×	×	出願の翌日	10	5	*	4	商品34 サ・ビ' 11	○	CTM * 公告の翌月の16日から起算
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○	
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○	2006.1.1施行 CTM
	IE	アイルランド	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○	1996.7.1以前は出願日起算7年 CTM
	IS	アイスランド	○	○	○	○	○	○	○	○	登	10	5	登	2	商品34 サ・ビ' 18	○	
	IT	イタリア	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 11	○	CTM
	KE	ケニア	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	公	60日	商品34 サ・ビ' 11	○	1995.3.1施行 ARIPO加盟
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	3	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○	
	KZ	カザフスタン	○	×	×	○	○	○	×	○	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	×	×	×	出	10	5	公	-	商品34 サ・ビ' 18	○	
	LR	リベリア	○	×	×	○	○	○	×	×	登	15	2	-	-	なし	-	
	LT	リトアニア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	登	3	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM
	LU	ルクセンブルグ	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	*	2	商品34 サ・ビ' 18	○	ベネルクス統一商標法 *公告の翌月1日から起算 CTM
	LV	ラトビア	○	○	○	○		(○)	×		出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○	CTM
	LY	リビア	○	×	×	○	○	○	×	×	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 12	○	ニース分類(33類を除く)に準拠した 独自分類
	MA	モロッコ	○	○	○	○	×	○	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 11	○	2004.12.18 モロッコ全域に単一知 財法 施行
	MC	モナコ	○	×	○	○		×	×	○	出	10	-	-	-	商品34 サ・ビ' 18	○	
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 18	○	
	MG	マダガスカル	○	○	×	○	○	○		×	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 11	○	1992.12大統領令
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア 共和	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	90日	商品34 サ・ビ' 18	○	2004.1.1施行
	ML	マリ	○	○	×	○		○	×	○	出	10	6	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟
	MR	モーリタニア	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 18	○	OAPI加盟
	MT	マルタ	○	○	×	○	○	×	×	×	出	10	5	-	-	商品34	○	CTM

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	マ 協 定 リ 議 定 書	商 標 法	審 査	商 標 権 の 登 録	本 国 登 録 要 件	譲 渡 要 件	存続期間		不 使 用 年 取 消	異議申立		分 類	国 際 分 類	備 考
											起 算 日	期 間 年		起 算 日	期 間 月			
ヨーロッパ	MW	マ ラ ウ イ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	公	2	商品34	○	ARIPO加盟
	NE	ニ ジ ェ ー ル	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 8	○	OAPI加盟
	NG	ナ イ ジ ェ リ ア	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	公	2	商品34	○	
	NL	オ ラ ン ダ	○	○	○	○		○	×	○	出	10	5	*	2	商品34 サ・ビ' 8	○	ベネルクス統一商標法 *公告の翌月1日から起算 CTM
	NO	ノ ル ウ ェ ー	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登	2	商品34 サ・ビ' 8	○	
	PL	ポ ー ラ ン ド	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 8	○	CTM
	PT	ポ ル ト ガ ル	○	○	○	○	○	○	×	×	登	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 8	○	CTM
	RO	ル ー マ ニ ア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 8	○	
	RS	セ ル ビ ア	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	RU	ロ シ ア	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	3	-	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	RW	ル ワ ン ダ	○	○	×	×	×	×		×	-	無期限	-	-	-	商品34	○	
	SD	ス ー ダ ン	○	×	×	○		○	×	○	出	10	5	公	6	商品34 サ・ビ' 8	○	アルコール飲料の登録不許可 ARIPO加盟
	SE	ス ウ ェ ー デ ン	○	○	○	○	○	○	×	○	登	10	5	登	2	商品34 サ・ビ' 8	○	CTM
	SI	ス ロ ベ ニ ア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 8	○	CTM
	SK	ス ロ バ キ ア	○	○	○	○	○	○	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 8	○	CTM
	SL	シ エ ラ レ オ ネ	○	○	○	○	○	×	×	×	出	14	5	公	3	50	-	旧英国商品分類を採用 ARIPO加盟
	SM	サ ン マ リ ノ	○	×	×	○	×	○	○	○	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	SN	セ ネ ガ ル	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 8	○	OAPI加盟
	SO	ソ マ リ ア	×	×	×	○	○	×	×	×	出	20	3	-	-	49	-	旧伊国分類採用 サービスは49類で登録可 ARIPO加盟
	TD	チ ャ ド	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 8	○	OAPI加盟
	TG	ト ー ゴ	○	○	×	○		○	×	○	出	10	5	登	6	商品34 サ・ビ' 8	○	OAPI加盟
	TJ	タ ジ キ ス タ ン	○	×	×	○	○	○	×	○	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	TM	トルクメニスタン	○	×	○	○	○	○	×	○	登	10		-	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	TN	チ ュ ニ ジ ア	○	○	×	○	×	×	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サ・ビ' 8	○	
	TR	ト ル コ	○	○	○	○	○	○	○	○	出	10	5	公	3	商品34 サ・ビ' 8	○	指定商品を特定
	UA	ウ ク ラ イ ナ	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	3	公	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	UZ	ウ ズ ベ キ ス タ ン	○	×	○	○	○	○	×	○	出	10	5	-	-	商品34 サ・ビ' 8	○	
	VA	バ チ カ ン	○	×	×	伊	×	○	○	○	出	10	5		-	商品34 サ・ビ' 8	○	イタリア登録の効力が 及ぶ

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	マドリッド協定書	商標法	審査	商標権の登録	本国登録要件	譲渡要件	存続期間		不 _レ 使用年取 _レ 消 _レ	異議申立		分類	国際分類	備考
											起算日	期 _へ 年 _へ		起算日	期 _へ 月 _へ			
アフリカ	TZ	タンザニア (旧ザンジバル) (旧タンガニーカ)	○	○	×	○	○	×	×	○	出	14	5	公	3	商品50	-	ARIPO加盟 旧英国商品分類を採用
	UG	ウガンダ	○	○	×	○	○	×	×	○	出	7 更10	5	公	60日	商品34 サビ _レ ス11	○	
	ZA	南アフリカ	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	5	公	3	商品34 サビ _レ ス11	○	登録の効果が旧ボフタツアナ、トランスカイ、ペンダに及ぶ
	ZM	ザンビア	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	7 更14	5	公	2	商品34	○	ARIPO加盟 (特)防護標章
	ZW	ジンバブエ	○	○	×	○	○	○	×	○	出	10	5	公	2	商品34 サビ _レ ス11	○	ARIPO加盟
オセアニア	AT	オーストラリア	○	○	○	○	○	(○)	×	○	出	10	3	公	3	商品34 サビ _レ ス11	○	(特)防護標章 ノーフォーク島にも保護の効力が及ぶ
	NR	ナウル	×	×	×	×	×	×	×									
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	公	3	商品34 サビ _レ ス8	○	2003.8.20施行 クック諸島及びトクマ諸島にも保護の効力が及ぶ
	PG	バブアニューギニア	○	○	×	○	○	(○)	×	○	出	10	3	公	3	商品34 サビ _レ ス8	○	
	WS	サモア	×	×	×	○	○	○	×	○	出	14	5	公	3	商品34	○	

(資料) : WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注1: パリ条約の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。

注2: WTO協定の項中、○は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。

注3: マドリッド協定議定書の項中、○は『標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書』の加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。

注4: 商標法の項中、○は商標法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、暫は暫定法があることを、また は他の国の商標法を適用していることを示す。

注5: 審査の項中、○は方式、顕著性、先行商標審査すべてを含み、 は方式、顕著性のみを審査することを示し、×は方式のみを審査することを示す。

注6: 商標権の登録の項中、○は「先願主義」をとっていることを、×は「先使用主義」をとっていることを、(○)は折衷主義をとっていることを示す。
先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものをいい、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものである。

注7: 本国登録要件の項中、○は「要する」ことを、(本)は「本国登録あるときは必要」であることを、×は「不要である」ことを示す。「本国登録要件」とは、外国人にして自国以外の国へ出願する場合は、その本国において事前に商標登録のなされていることが要求されるものをいう。

注8: 譲渡要件の項中、○は「単独」であることを、×は「営業とともに」であることを示し、「単独」とは、営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されるものをいい、「営業とともに」とは、営業の譲渡と同時になすことを要するものをいう。

注9: 存続期間の項中、「出」とは出願日を、「登」とは登録日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。「更」とは、更新後の期間を示す(特に表記していない場合は、更新後も同一期間存続することを示す。)

注10: 異議申立の項中、起算日において、「公」は公告日を、「登」は登録日を、期間においては月又は日数を示している。期間における月又は日数の表示は、異議申立の許されている期間を示す。また「-」は、異議申立期間に関する規定がないことを示す。

注11: 備考の項中、(特)は特異な商標制度を示す。CTMは共同体商標(EU)の加盟国であることを示す。

情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課